

【正答版】

集団指導の受講結果報告書の確認チェックシートにおける各設問の正答は、下記のとおりです。

対象事業所は漏れなく、集団指導テキストの内容を含めてあらためて確認してください。

令和7年度集団指導資料 確認チェックシート(定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型))

	設問	確認回答 (正答)	集団指導テキストの参照 ページ
①	オペレーターはサービス提供時間帯を通じて1以上を配置する必要がある。	正しい	P.11
②	随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、サービス提供時間帯を通じて1以上を配置する必要がある。	正しい	P.11
③	事業所ごとに、従業者のうち看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を、計画作成責任者とする必要がある。	正しい	P.11
④	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は計画作成責任者が作成する必要がある。	正しい	P.14
⑤	利用者の居宅を定期的に(おおむね1月に1回程度)訪問して行うアセスメントは、看護職員が行う必要がある。	正しい	P.15
⑥	訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載する必要がある。	正しい	P.15
⑦	計画作成責任者は、利用者又は家族に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容について説明し、利用者の同意を得て、利用者に交付する必要がある。	正しい	P.15
⑧	原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。	正しい	P.18
⑨	感染症又は非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、早期に業務を再開するための業務継続計画(BCP)を策定しなければならない。また、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施する必要がある。	正しい	P.32
⑩	感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じる必要がある。 i. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催(おおむね6月に1回以上)するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ii. 平常時の対策及び発生時の対応を規定した感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 iii. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	正しい	P.33
⑪	介護・医療連携推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)の職員、知見を有する者の参加を得る必要がある。	正しい	P.21
⑫	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる必要がある。 i. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ii. 虐待の防止のための指針を整備すること。 iii. 虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施するとともに、新規採用時にも必ず当該研修を実施すること。 iv. 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	正しい	P.31
⑬	連携する指定訪問看護事業所において、次の届出を行っていることを確認する必要がある。 i. 訪問看護を24時間行うことができる体制を整えているとして届け出る緊急時訪問看護加算の届出 ii. 施設等の区分を「定期巡回・随時対応サービス連携」とする届出	正しい	P.23